

令和2年4月30日

グループ法人責任者 各位

【名誉会長通達 2020-7】
鳳凰会グループ会長
会長 林瑞香

新型コロナウイルスに伴う臨時休校等における勤務取扱いについて

業務お疲れ様です。

新型コロナウイルス感染症対策として、幼稚園（保育園）・小学校等に相当の期間、臨時休校とするよう政府から要請があったことに伴い、子育てをする職員への支援として勤務が困難となる所定労働日につき下記のとおり休暇として取扱います。なお、休暇とする中で、臨時的に業務に就ける時間帯があれば、業務への前向きな対応をお願いします。

記

1. 対象者

以下のいずれかの要件を満たし、事業所責任者の承認を受けた職員。なお、子育てをできる他の家族がいる職員、学童保育等に子どもを預けることができる職員および職員の両親等に子どもを預けることで通常勤務ができる職員は、できる限り出勤をすることを検討してください。

- ① 3月2日時点で幼稚園児・保育園児から小学校4年生以下の子どもがいる職員
 - ② 共働きの職員（共働きとは、配偶者が配偶者の勤務する企業で社会保険に加入していることを目安とします。）
- ※ この条件に当てはまらない場合で、子どもが障害者等により特別に子育てが必要な場合は個別に申し出てください。

2. 対象期間

2020年6月30日までの臨時休校となる期間。ただし、政府からの通達により期間を変更する場合があります。

3. 申請手続き

上長に以下の項目を記載した休暇申請書を、休暇取得日の前日までに提出してください。申請にあたり、現在の状況等を確認することがあります。

- ① 対象となる子どもの氏名、続柄、学年、生年月日
- ② 休暇の取得を希望する期間
- ③ 休校が確認できる書類

4. 給与の取扱い

政府の要請であることが確認できた場合は、特別有給休暇として取扱います。（所定労働時間を勤務したものとみなし給与を支給します。）

5. その他

この措置は、政府からの要請に基づき、特例として設ける制度です。主旨を理解の上、適正に利用してください。主旨を逸脱した申請は、承認を行わず、すでに承認したものを取り消すことがあります。また、業務の都合で、事業所から連絡をすることがありますが、ご了承の上、制度を利用してください。

以上